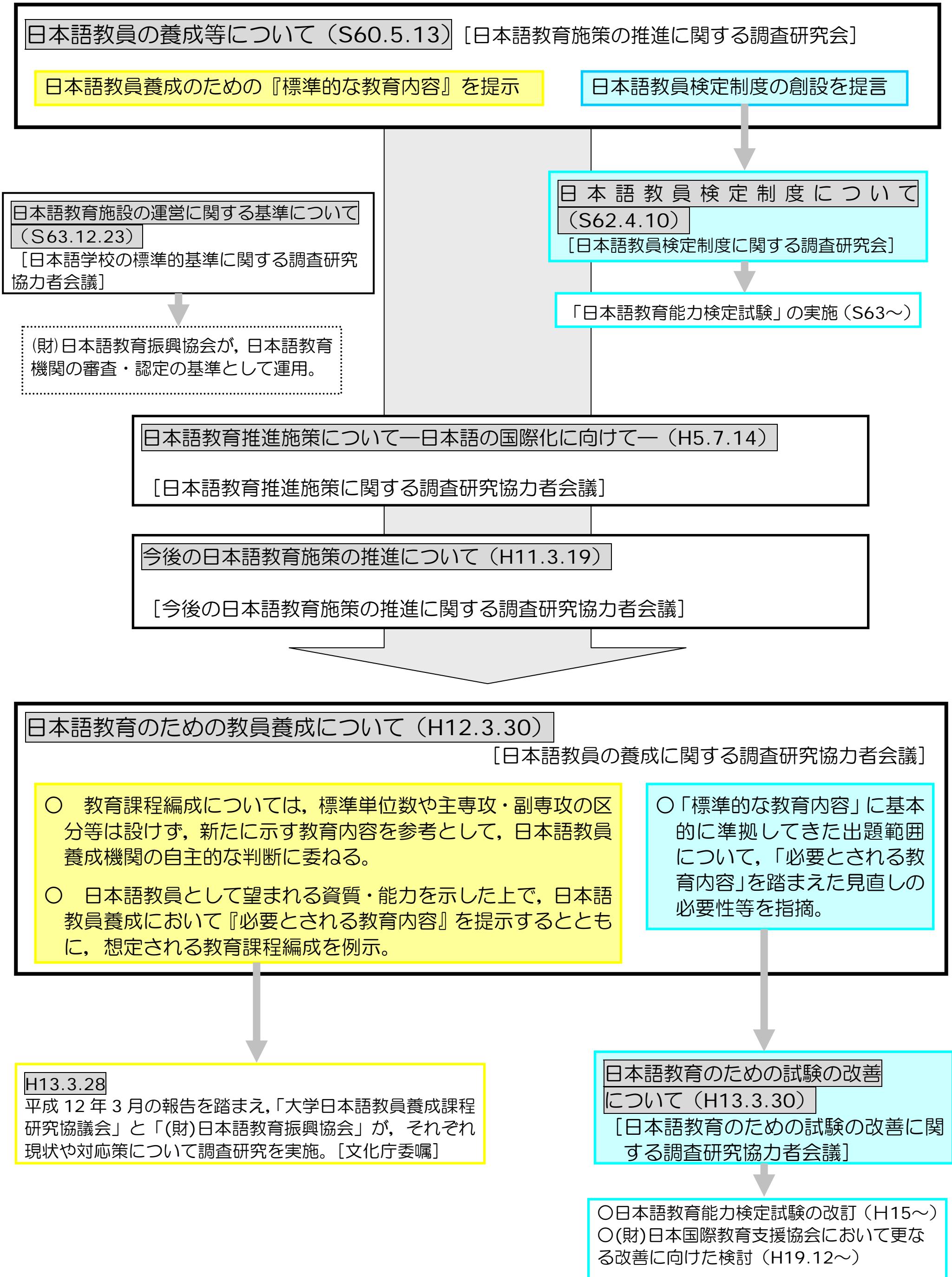


日本語教員等の養成等に関する検討の主な経緯（改訂版）



日本語教員の養成等に関する検討の経緯

日本語教員の養成等について (S60.5.13) [日本語教育施策の推進に関する調査研究会] 【文部省】

- 日本語教員養成のための『標準的な教育内容』を提示（「日本語の構造」、「日本人の言語生活等」、「日本事情」、「言語学」、「日本語教授」ごとに単位数・時間数を提示）

一般の日本語教員	大学学部の副専攻課程	26 単位
	日本語教員養成機関（大学卒を基礎資格）	420 時間(28 単位)
指導的教員等	大学学部の主専攻課程	45 単位
	大学院修士課程のコース	24 単位
	その他	28 単位

- 日本語教員検定制度の創設を提言

「日本語教育能力検定試験」の実施 (S63～)
日本国際教育協会（現日本国際教育支援協会）

日本語教員検定制度について (S62.4.10) [日本語教員検定制度に関する調査研究会] 【文部省】
○ 基本的考え方、具体的方策及び出題範囲を提示。

日本語教育推進施策について—日本語の国際化に向けて— (H5.7.14) [日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議] 【文部省】

- 日本語教員養成教育の実態調査、教育実習を含む教育内容の在り方等の検討、現職教員の研修充実を提言。
- 日本語教育能力検定試験について、試験の内容や実施時期等に関する検討の必要性を指摘。

今後の日本語教育施策の推進について (H11.3.19) [今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議] 【文化庁】

- 日本語教員に求められる「専門性」を明確にした上で、適切な能力評価と活躍の場を提供することの重要性を指摘するとともに、日本語教員養成課程の在り方について、①多様なコース設定、②「標準的な教育内容」の見直し、③実習の導入、④現職教員の研修・再教育の体制整備、などの必要性を指摘。また、大学の養成課程の学生が日本語教育施設で授業実習を行うことについて積極的検討の必要性を指摘。
- 日本語教育能力検定試験について、レベル及び専門に応じた試験の分化の必要性等を指摘するとともに、内容等について、①最低限必要な専門的知識と能力を適切に評価するものであるかの再検討、②現代的課題等を踏まえた内容の見直し、③面接試験や実技試験の要素の導入、などの必要性を指摘。

日本語教育のための教員養成について (H12.3.30) [日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議] 【文化庁】

- 教育課程編成については、標準単位数や主専攻・副専攻の区分等は設けず、新たに示す教育内容を参考として、日本語教員養成機関の自主的な判断に委ねる。
- 日本語教員として望まれる資質・能力を示した上で、以下のとおり、日本語教員養成において『必要とされる教育内容』を提示するとともに、想定される教育課程編成を例示。

領域	区分		内容	キーワード
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	世界と日本 異文化接触 日本語教育の歴史と現状	歴史/文化… 世界史/日本史…
		言語と社会		
		言語と心理		
	教育に関わる領域	言語と教育		
		言語		

- 知識偏重との指摘を踏まえ、「標準的な教育内容」に基本的に準拠してきた出題範囲について、「必要とされる教育内容」を踏まえた見直しの必要性を指摘。
- 試験のレベル設定について、検討の必要性を指摘。

文化庁委嘱

大学日本語教員養成課程において必要とされる新たな教育内容と方法に関する調査研究報告 (H13.3.28) [大学日本語教員養成課程研究協議会]

- 平成 12 年 3 月の報告を踏まえ、大学における現状や対応について調査研究。

日本語教育施設における日本語教員養成について (H13.3.28) [日本語教育振興協会]

- 平成 12 年 3 月の報告を踏まえ、日本語学校における現状や対応について調査研究。

日本語教育のための試験の改善について (H13.3.30) [日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議] 【文化庁】

- 平成 12 年 3 月の報告を踏まえた上で、日本語教育能力検定試験について、基本的な在り方や出題範囲等を提示。

日本国際教育支援協会において改善に向けた検討 (H19.12～)

日本語学校における教員資格等について

＜日本語教育機関の運営に関する基準（日本語教育振興協会）（抄）＞

(教員数)

8 日本語教育機関には、校長、主任教員及び次の表に定める数の教員（主任教員を含む。）を置くものとする。

生徒定員の区分	教員数
生徒数 60 人まで	3
生徒数 61 人以上	3 + $\frac{\text{生徒定員} - 60}{20}$

② 前項で必要とされる教員の数の 2 分の 1 以上は、専任教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合は、当該校長を含む。）であることが望ましいが、当分の間 3 分の 1 以上とするものとする。ただし、専任教員は最低 2 人以上とするものとする。

③ 校長が 10 に規定する主任教員の資格を有する場合、校長は主任教員を兼ねることができるものとする。

(校長の資格)

9 日本語教育機関の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に原則として 5 年間以上従事した者であるものとする。

(主任教員の資格)

10 主任教員は、日本語教育に関する教育課程の編成など教育的知識・能力を備えた者とし、常勤の日本語教員又は日本語研究者として 3 年以上の経験を有する者であるものとする。

② 主任教員は、専任教員のうちから選任するものとする。

(教員の資格)

11 日本語教育機関の教員は次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻（日本語教育科目 45 単位以上）を修了し、卒業した者
- 二 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を 26 単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
 - (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2 年以上学校、専修学校、各種学校等（以下「学校等」という。）において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して 4 年以上となる者
 - (4) 高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

(校長・教員の欠格事由)

12 日本語教育機関の校長又は教員となる者は、次の各号（略）に該当する者ではないものとする。

- 【審査内規】
- 学校等における日本語に関する教育・研究に関する業務に 1 年以上従事した者
 - 420 時間以上日本語教育に関する研修を受講した者

《参考》「基準」制定・改正の経緯

S63.12.23 「日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議」（文部省）の報告「日本語教育施設の運営に関する基準について」による当面のガイドラインの取りまとめ

H元.5 日本語教育振興協会（任意団体）設立 → H2.2 財団法人化

H5.7.14 「日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議」（文部省）の報告「日本語教育推進施策について—日本語の国際化に向けて—」による改正（設置者の資格、主任教員等の資格、同時に授業を行う生徒数に関する規定を追加）

H15.9.1 日振協が独自に改正（基準の名称を含め「日本語教育施設」を「日本語教育機関」に改称）

H19.8.2 日振協が独自に改正（自己評価等、情報の積極的な提供、入学者選考、在籍管理に関する規定を追加）